

令和 2 年 (2020 年) 7 月 15 日

第 149 号

日歯連盟広報

Pick Up!

第 140 回評議員会の開催



6月26日(金)に開催された第140回日本歯科医師連盟評議員会において、次期参議院比例代表議員選挙に組織代表候補者を擁立することを決定した(2面に関連記事掲載)。

編集・発行人 西澤 均
年 6 回発行 (奇数月の 15 日)
定価: 1 部 105 円・年間 630 円 (税・送料共)
購読料は日歯連盟会費に含む

発行: 日本歯科医師連盟 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
TEL: 03-3262-8644 FAX: 03-3263-0345 E-mail: jdpf@jdpf.jp

日歯連盟ホームページ <http://www.jdpf.jp/>



九州地方をはじめとする令和 2 年 7 月豪雨災害に被災しました皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

次期参議院比例代表選挙に組織代表候補者擁立を決定!



第 1 回参議院比例代表選挙候補者選考委員会 (7/16)

日本歯科医師連盟は令和 2 年 6 月 26 日開催の第 140 回評議員会において、第 1 号議案で組織代表候補者を推薦し次期参議院比例代表選挙に臨むことを決定した。では、我々の代表となる候補者はどうに決定するのか。

執行部は、昨年に立ち上げた「参議院比例代表候補者検討プロジェクトチーム」の協議を経て、第 15 回理事会 (6 月 25 日) にて第 140 回評議員会で議案上程することを承認した。

第 140 回評議員会第 1 号議案「次期参議院比例代表選出議員選挙への対応」での、比例代表候補者を選定し選挙を行うことを決定し、選考委員会の設置を決めた。それを受け、日歯連盟は都道府県歯連盟に選考委員の選出を依頼した。

7 月 16 日に第 1 回参議院比例代表選挙候補者選考委員会を開催し、決定事項は以下の通り。
.....

第 1 回参議院比例代表選挙候補者選考委員会 (令和 2 年 7 月 16 日開催) 「会議の決定事項」

【正副委員長の互選】
▽委員長は藤田一雄委員 (北海道)、副委員長は大山茂委員 (福岡県)

【委員会運営】
▽高橋会長、日本歯科医師連盟嘱託弁護士はオブザーバーとして出席を認める。

▽会議は原則 2 時間とし、長くとも 3 時間以内とする。
▽議事録は速記録形式とし、発言者の氏名も記載する。
▽議事録の校正について、個人情報等に触れる機微のものや「てにをは」の修正を正副委員長のもとで行う。

▽毎回、委員会終了時に「会議の決定事項」を副委員長から確認し、この決定事項を速報として日歯連盟ホームページ (会員向けページ) に掲載する。

▽議事録 (速記録) が完成次第、委員各位及び各都道府県歯連盟に送付するとともに日歯連盟ホームページ (会員向けページ) に掲載する。

▽委員会の傍聴は認めないこととする。

▽会議開催は基本的に実開催とするが、Web 会議の採用等については正副委員長一任とする。

【次期参議院比例代表選挙候補者の選考】
▽参議院比例代表選挙候補者選考委員会規程に基づき、候補者の募集方法は本人または推薦代表人の申請に基づき各都道府県歯連盟から推薦を受ける形での公募を行う。

▽但し、本連盟の会員でない者が推薦を要請する場合はこの限りではない。

▽各都道府県歯連盟会長宛に、候補者申請書に基づき候補者の推薦方を依頼する文書を送付する。

▽候補者になろうとする者には応募にあたっての趣意書 (書式及び字数は自由) の提出を求める。
▽公募の申請書類の書式は、日本

歯科医師連盟参議院比例代表選挙候補者推薦規則第 5 条第 2 項で定めたものとする。

▽申請書及び趣意書の提出期限 (公募期間) は、8 月 21 日 (金) 午後 5 時 (必着) までとする。

▽推薦を受けた候補者の会員資格のみ審査を事務局が行う。(会員以外の候補者はこの限りでない)

【今後の委員会の開催及び動きについて】

●令和 2 年 7 月 17 日 (金) 都道府県歯連盟連盟宛てに「次期参議院比例代表選挙候補者推薦に係る連絡文書」を发出。

●令和 2 年 8 月 27 日 (木) 午後 2 時から
第 2 回委員会を開催。

候補者の書類審査及び面接の方法、候補者への質問事項、表決方法等を協議。また、候補者への面接通知の決定。

●令和 2 年 8 月 28 日 (金) 都道府県歯連盟連盟宛てに各候補者宛てに通知文を发出。

●都道府県宛ては、第 3 回委員会にて各候補者へ面接を行うこととの連絡。

●各候補者宛ては、第 3 回委員会面接を行うこと並びに共通質問事項を記載して通知。

●令和 2 年 9 月 24 日 (木) 開催時刻は、第 2 回委員会決定する。

●第 3 回委員会を開催。各候補者に対する面接の実施。

●令和 2 年 10 月 8 日 (木) 午後 2 時から
第 4 回委員会を開催。

候補者選考の投票、候補者の選定、答申書の作成。

.....

今後このスケジュールに沿って、委員会を開催し、理事会に答申書を提出する。
答申書を踏まえ、理事会は評議員会へ議案上程し、可決されると組織代表候補者が決定する。

【参考】日本歯科医師連盟参議院比例代表選挙候補者推薦規則

(制定の趣旨)

- 第 1 条 この規則は、日本歯科医師連盟 (以下「本連盟」という) 規約第 2 条の規定に基づき参議院 (比例代表選出) 議員選挙の候補者 (以下「候補者」という) の推薦又は支援方法について定める。
- (推薦の決定機関)
- 第 2 条 候補者の推薦は、本連盟規約第 23 条の規定により設置された参議院比例代表選挙候補者選考委員会において審議し、理事会の議を経て評議員会で決定する。
- (推薦する候補者の数)
- 第 3 条 候補者の推薦は、原則として 1 名とする。
- (推薦及び選考基準)
- 第 4 条 候補者の推薦選考については、次の事項を勘案の上選考し決定する。
 - 一 当選後も本連盟との緊密な連携体制を保つとともに本連盟の目的・政策に全面的に従い、活動できる者
 - 二 身上、その他について適格であると認め得られる者
- 第 5 条 推薦候補者になろうとする者が本連盟の会員のとときは、会員登録する都道府県歯科医師連盟の代表者に推薦を要請するものとする。但し、本連盟の会員でない者が推薦を要請する場合はこの限りではない。
- 第 6 条 都道府県歯連盟代表者は、推薦候補者となろうとする者から前項の推薦要請を受けたときは、本規則第 4

- 三 政治家として適応し得る社会性を有する者
- 四 歯科医療に関する専門的識見を有する者
- 五 歯科医師会・歯科医師連盟の機構と運営を理解している者
- 六 信念と情熱を有する者
- 七 歯科界以外の推薦団体 (組織) 及び後援会等支援団体 (組織) の有無
- 八 所属政党の公認又は推薦の有無
- 九 地元都道府県における知名度と有権者の支持状況
- 十 その他必要な事項

- (推薦の申請手続)
- 第 7 条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは評議員会の議決を経なければならない。
- 附則
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(*) 参議院比例代表選挙候補者選考委員会委員

※敬称略

(北海道・東北地区) (2名)	(北海道) 藤田 一雄	(秋田県) 梅田 正己		
(関東地区) (4名)	(茨城県) 森永 和男	(栃木県) 川津 博亨	(埼玉県) 今坂 俊介	(山梨県) 一瀬 明
(東京地区) (2名)	岡本 弘	石島 修		
(東海・信越地区) (3名)	(新潟県) 片山 貴之	(静岡県) 片山 正仁	(愛知県) 池山 正一郎	
(近畿・北陸地区) (4名)	(福井県) 山本 謙治	(京都府) 吉見 謙治	(大阪府) 多名部 実	(兵庫県) 岡本 浩一
(中国・四国地区) (2名)	(広島県) 甲野 基治	(香川県) 豊嶋 健		
(九州地区) (2名)	(福岡県) 大山 茂	(長崎県) 宮口 厳		
(役員から選出する委員) (3名以内)	(第一副会長) 村上 恵一	(第二副会長) 村岡 宜明	(理事長) 浦田 健二	

6/26

第140回評議員会

日本歯科医師連盟は令和2年6月26日(金)午後1時より東京・市ヶ谷の歯科医師会館において第140回評議員会を開催し、次期参議院比例代表選出議員選挙への対応、規約及び諸規則の一部改訂、各会計収支決算等について審議を行い、すべてを可決した。

評議員会は藤井副会長の開会の辞に始まり、藤田議長、大山副議長長采配のもと進行、議事録署名人名指名が行われた。

物故会員に対する黙祷の後、高橋会長は冒頭の挨拶で、「諸外国に比較したコロナウィルス感染による死亡率が日本は格段に低い。これは国民皆保険制度があるからで、医療関係者の努力の賜物であり、このこと



開会の辞を述べる藤井副会長他、日歯連盟各役員

を国民にもっと周知すべきである。厚労省から不急の診療を避けることの事務連絡により会員は診療を自粛していた。その結果、多大な診療報酬減額となっているが、国もいろいろ予算処置をしてきている。また慰労金として1人5万円、これはコロナが発生してから6月30日までの間に10日間勤務していれば非常勤にも出ます。そして100万円を上限とする

を上限とする感染予防対策費は、消耗品だけでなく器械類にも出ることになりました。会員の先生方は普段からスタンダードプリコーションを遵守し各診療所の自己負担で感染予防に努めており、そのお陰で歯科では患者・ドクター間の感染によるクラスターが行われた。

報告

浦田理事長から一般事務報告と会員数報告、富山副理事長から会計現況報告が行われた。



挨拶する高橋会長

1件も起きていない。コロナの第2波、第3波の流行に備えて、感染予防対策支援をさらに要求していきたい。こんな時こそ組織の必要性を感じる活動が大切だと思っている」と述べた。引き続き来賓として、島村大参議院議員が挨拶した。

◇報告に対する質問等
兵庫県・岡本評議員から、「二次補正が通り慰労金がもらえるとの説明でしたが、兵庫県では知事が慰労金に関して交付範囲がはっきりしないので交付しないと発言している。知事の裁量によるのでしょうか」との質問に対して、議長の指名で山田参議院議員が、「慰労金については知事の判断によります。ただ国の意図としては歯科医院で働いている人に出すということであるから、連盟や歯科医師会から要望していただくと共に、国会議員からもきちっと県の方をお願いいたします」と説明した。

◇議事
第1号議案：次期参議院比例代表選出議員選挙への対応
浦田理事長から次期参議院比例代表選挙に組織代表候補者を擁立して選挙に臨む旨の提案理由の説明後に次の質疑がなされた。



第140回評議員会 (6/26)

た。岡山県・南評議員から、「評議員会の決議事項の最初に会員の戒告または除名があるのは考慮すべきではないか」との質問に対し、村岡副会長が、「日本歯科医師会定款でも同様の扱いになっている。一番重要な事項であるため最初に記載している」と答弁。

◇事前質問
東京都・内山評議員から、「会員に多大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症に関して、新型コロナウイルスに対する特別助成金の増額を希望する。コロナ感染による国の経済支援策についてホームページにわかりやすく情報提供していただきたい。またリモート会議の導入について」のお考えを聞きたい」との質問に対し、浦田理事長が、「会員数が微減している中で迅速公平に、コロナが1回で終わるかということも考慮し金額を決定している。また今回は会費納入会員に対してだけでなく、全ての会員へということでも会員数に乗じて支給している。情報提供については各都道府県にメールでお送りしており、時間差があるがホームページにも掲載している。個人でメールアドレスを登録いただければ迅速に情報送ることが可能である。リモート会議については、今後検討して進めたい」と答弁した。

部は一括して答弁するよう指示あり。京都府・吉見評議員から「選挙のためのSNS活用についての要望として、公職選挙法の一部が改正されインターネットを活用した選挙運動が解禁になりました。SNSを積極的に活用したいが、SNS利用の注意点やノウハウ等を教えて欲しい」と質問。熊本県・伊藤評議員から、「ICTを活用した連盟活動について、近年はインターネットやSNSを利用した選挙活動も盛んになってきていますが、日歯連盟ではICTを活用した活動をどのように進めていくお考えでしょうか」との質問に対し、浦田理事長が、「今後SNSは選挙活動に重要ですし、いろいろな活動の情報をお知らせするためにメールアドレスの登録を促している。秋の臨時評議員会で協議としてお考えをお願いします。秋の臨時評議員会が協議としてお考えをお願いします。秋の臨時評議員会が協議としてお考えをお願いします。秋の臨時評議員会が協議としてお考えをお願いします。」

本来なら東京オリンピックが華やかに開幕し、世界中が盛り上がりを見せているはずだった。新型コロナウイルスの影響により、全国各地でイベントの中止が相次ぎ、事態の収束を願ってはいるものの、先が見通せない不安な状況が続いている。これから夏本番を迎えるのに今年は寂しい夏になりそうだが、感染対策として参加者の安全と健康を第一に考え、イベントの中止や延期はやむを得ない判断であろう。今後起こるかもしれないパンデミックにどう備えるべきか。イベントも大幅に形を変えた開催を考えなければならぬだろうし、私たち自身も「新しい生活様式」を実践する必要があるだろう。第140回評議員会において次期参議院比例代表選挙に組織代表候補者を擁立することが決まった。候補者が決定するまでの流れを迅速かつ正確にお伝えするために、決定事項はホームページに随時更新していく。これからの政治活動や選挙活動のあり方も大きく変わることを見込んで、フェイスブックやLINEの活用をさらに展開し、2年後の選挙に向けて体制を整えたい。日々刻々と変わる状況の中でも、すべての会員の皆様に確実に伝わる広報活動を行っていききたい。



広報副委員長
米山ゆき子

6/5 都道府県歯科医師連盟会長会議



都道府県歯科医師連盟会長会議 (6/5)



挨拶する高橋会長

「新型コロナウイルス感染症対策について大変苦戦はしているが、こんな時だからこそ組織として活動しなければならぬ」と肝に銘じている。

令和2年6月5日(金)、午後2時より歯科医師会館において都道府県歯科医師連盟会長会議が開催された。本会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWeb形式で行った。村岡副会長の開会の挨拶に続き、座長には村上副会長が選出された。高橋会長は冒頭の挨拶で

会員の経営権を守り会員が安心して診療できる環境を作るため、執行部として必死に対応している。昨年本執行部が立ち上がり、先ず診療報酬改定については、日歯と連携し同じ方向性を持った内容で確保できた。また会員の減少を食い止



会議はWeb形式で行われた

め、日歯の会員数の8割を超えるという一つの目標があり、それに向けて歩み始めたところに、貴金属の高騰の問題が生じてきた。特に金銀パラジウム合金には異常とも思える高騰があり、これについても日歯と共に対応し7月からは「逆ザヤ」が解消される方向となった。

報告

新型コロナウイルス感染症の影響で、日々厳しい状況が続いている。これから第二次補正予算が確定し、診療所への財政的支援等の情報がわかり次第、迅速にお伝えしていきたい。タイムラグが生じることなく全ての会員の先生方へ発信できるシステムを構築したいと考えており、そのためには各都道府県のご協力をいただきたい」と述べた。

協議

国会報告は、山田宏参議院議員より、新型コロナウイルス感染症対策に係る支援制度の説明の他、自身の活動報告があった。

140回評議員会の開催日程について、また新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等の説明があった。◇報告に対する質問等 秋田県・藤原会長より新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための、第二次補正予算決定後の病院へ給付される補助金についての質問に対して、浦田理事長が答弁。

(1) 一般会務報告 浦田理事長より一般会務報告が行われ、山下副理事長からは会員数報告がなされた。(2) 会計現況報告 富山副理事長より会計現況報告が行われた(3) その他 浦田理事長より第139回評議員会に上程した議案に対する結果および第

(1) 時局対策 1、浦田理事長より次期参議院比例代表選出議員選挙への対応について説明があり協議が行われた。これに対して、秋田県・藤原会長、熊本県・伊藤会長、岐阜県・阿部会長、茨城県・森永会長より質問意見、要望があった。2、浦田理事長より選考委員会について、委員の選定と日程について説明があった。(2) その他 浦田理事長より第140回評議員会の開催方法について説明があった。また各会員への情報発信の方法について各都道府県の協力を求めた。最後に、藤井副会長の閉会の挨拶で会議は終了した。

「骨太の方針」閣議決定 歯科の重要性について更に明記!

政府は経済財政運営の基本指針であるいわゆる「骨太の方針」を7月17日に閣議決定した。本年も昨年に続き歯科に係る内容が記載された(掲載部分は赤字部分、詳細は8面記事をご覧ください)。2017年に初めて歯科に関する内容が明記され、年々その内容は充実してきた。本年は全体量がスリム化されたが、歯科の重要性について更に明記された内容で決定した。これは日頃の連盟活動の結果、政府が政策において、歯科の重要性に認識を示したものと見えよう。

経済財政運営と改革の基本方針2020 ~危機の克服、そして新しい未来へ~

令和2年7月17日(抜粋)

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

(柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築)

感染症の次の大きな波も見据え、今までの経験で明らかになった医療提供体制等の課題に早急に対応する。都道府県が、二次医療圏間の病床や検査能力等の把握と必要な調整を円滑に行えるようにするとともに、医療機関間での医療従事者協力等を調整できる仕組みを構築する。加えて、都道府県間を超えた病床や医療機器の利用、医療関係者の配置等を厚生労働大臣が調整する仕組みを構築する。累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する。また、本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、地域医療構想調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進める。

~ 中 略 ~

② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

「新たな日常」に対応するため、熱中症対策に取り組むとともに糖尿病、循環器病などの生活習慣病や慢性腎臓病の予防・重症化予防を多職種連携により一層推進する。新たな技術を活用した血液検査などの実用化を含め、負荷の低い健診に向けた健診内容の見直し・簡素化等を前倒しするとともに、オンラインでの健康相談の活用を推進する。

かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつなげる取組についてモデル事業を実施する。

細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながらる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

都道府県から 歯科医療を語る



第4回

内堀 典保 愛知県歯科医師連盟会長
藤川 政人 参議院議員(愛知県選挙区)
(聞き手: 米山ゆき子 日本歯科医師連盟広報副委員長)

日歯連盟広報145号から始まった連載企画「都道府県から歯科医療を語る」第4回となる今号は愛知県歯科医師連盟の内堀典保会長と愛知県選出で財務副大臣の藤川政人参議院議員に話を伺った。

米山ゆき子 本日は大変お忙しいところ、お話を伺いする機会をいただき誠にありがとうございます。まずは内堀会長に愛知県歯科医師連盟の主な活動をお話いただけますでしょうか。

三本柱の連盟活動

内堀典保会長(以下、内堀)

愛知県歯科連盟は、これまで選挙活動が主体と成りがちでしたが、現在は広報活動、啓発活動、要望活動の三本柱での活動を心がけています。とりわけ、デンタルミーティングは、議員の皆様が歯科医療の必要性や重要性を理解していただくことを目的とした啓発活動と位置付けて、毎年5月に開催しており、50名以上の自民党愛知県連所属の国会議員、愛知県議会議員の皆様にご出席をいただいております。時流を先取りするテーマを選んで行うようにしており、最近では「口腔がんについて考える」「健康寿命の延伸を目指した歯科歯科連携―フレイル・サルコペニア・認知症の視点から―」など、様々な角度から歯科の重要性を訴えるべく内容で開催させていただいております。講演会後は、選挙区毎に地元の議員さんと意見交換会を行い、さらに有意義な時間となっております。今年は残念ながら新型コロナウイルスの影響で延期となっていますが、是非また開催できることを願っています。

衆議院議員ゼロからの立て直し

米山 藤川議員は現在、自民党愛知県支部連合会の会長をお務めになっておられますね。

藤川政人議員(以下、藤川)

愛知県の選挙区は15区ありますが、2009年8月の政権交代となった衆議院選挙では自民党愛知県連においても全選挙区で当時の民主党に負けることになってしまいました。

その2年後の2011年から私は、自民党愛知県連会長を務めさせていただくわけですが、愛知県で言えれば、それまで自民党の支援者だった方々が、野党となった自民党に諸手を挙げて応援を下さるかと言えればそうではありませんでした。このような自民党にとりまして大変厳しい中でも愛知歯科医師連盟の先生方には、それまでと変わらぬご支援をいただいたという恩義がございます。自民政権に戻った4か月

後に名古屋市長選挙があったわけですが、この非常に厳しい選挙の取りまごめもお受けくださったのが歯科医師連盟の先生方でした。

デンタルミー

ティンクも国会議員、歯科医師連盟、歯科医師会の集まりでしたが、歯科医師連盟の先生方のお力で地方議員もメンバーに加えていただきました。また、私の後援会長も愛知県歯科医師会の前会長である渡辺正臣先生に務めていただいております。感謝申し上げます。

内堀

愛知県はモノづくりが盛んで労働者が多く、労働組合が非常に強い県です。選挙となるとなかなか厳しい状況があります。自民党に逆風が吹いた時、藤川先生が県連会長を引き受けられた大変苦労されたその姿を我々も見ていたわけですね。

そこから愛知県の自民党の立て直しをされたのが藤川県連会長です。歯科医師連盟として微力ながらお手伝いさせていただきます。毎年5月に行われる



内堀 愛知県知事選挙においては、自民党推薦候補者の選挙事務長を愛知県歯科医師連盟会長が代々歴任しており、私も昨年2月の愛知県知事選挙において選挙事務長を務めさせていただきました。与野党相乗りの選挙で投票率が大変心配でありましたが、過去最多得票・最多得票率を獲得することができ、何とか大役を務めあげることができたのではと思っております。全国的に県知事選挙の事務長を歯科医師連盟の会長が引き受けるのは少ないのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策JUNON

米山

内堀会長に愛知県における新型コロナウイルス感染症に対する取り組みをお尋ねします。

内堀 新型コロナウイルスの感染拡大により4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に出され5月25日に解除されました。当初、メディアによる歯科医療現場の感染リスクが高く危険だという過剰な報道により、国民の間には歯科医療は危険だと認識され、受診抑制となってしまいました。愛知県でも少なからず会員の先生方は影響を受けました。ただ、患者さん自身の判断による治療中断や延期は、歯周病等の重症化を招き、健康を害する危険性もあることから、「究極の防御 口腔健康管理で免疫力アップ」をスローガンに、口腔内を健康に維持することが感染症予防・全身の健康に繋がることを県民に対して周知活動を行ってきましたし、これからも継続していきたくと考えております。

県知事選挙の事務長を代々歴任

米山 内堀会長は現愛知県知事選挙事務長を務められたとのことですね。

内堀

前会長の渡辺正臣先生から引き継ぎ、その翌年の選挙でした。常時連盟活動は行っておりましたが、いざ選挙となると選挙のやり方がわからないわけですね。応援演説に入ることから始まり、藤川先生からもご教示いただきながら、選挙について勉強させていただきました。私にとっては初めての県知事選挙の事務長でしたから学ぶことが非常に多かったですね。また、

各会場で様々な方と顔を合わせて直接お話をできる間柄になったことにより、一つの選挙を通じて意思の疎通が生まれ、大きな経験となりました。

藤川 昨年9月に財務副大臣を拝命し、すでに約10ヶ月が過ぎました。副大臣に就任して以降、昨年末にかけては、麻生大臣を補佐する形で予算編成及び税制改正に携わり、年明け以降は、予算・税法の国会審議に臨みました。その後、ご指摘のように新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月に緊急事態宣言が発令されて以降は、今回の感染症対応に関する政府対策本部に大臣の代理として出席してきたほか、感染拡大への対応のための2度にわたる補正予算の編成に携わりました。また、国会および政府の機能をとめないということが基本になりますから、4月以降、6月に通常国会が閉会するまでは、一度も地元の愛知県に戻ることができず、単身で東京にとどまることになりました。こうした経験は、国会議員になってから初めてのことで

米山 歯科医療現場での感染リスクが高いと言われていた中、患者さんへの感染は一例もなかったと聞いています。

内堀 我々歯科医師は常日頃から細菌やウイルスを相手に、スタンダードプリコーションに基づいて感染予防対策を行っています。これは昨日今日始まったことではなくずっと続けてきた

〈5面に続く〉



今後、特に4月以降、政府として、2度にわたりの合計で財政支出120兆円、事業規模230兆円の大型の補正予算を策定し、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、および、雇用や生活の維持に必要な施策を大胆に講じてきたところですが、この補正予算

（4面からの続き）
ことなのです。感染者が出ず、クラスターにもならなかったことは、それらの対策を講じてきた証だと考えています。ただそれに対する手当が今までなかったことも事実です。今回このようにことが顕在化してきて、第二次補正予算では感染拡大防止等の支援金が支給されるなどの予算をつけていただきました。是非ともこれを継続していただきたいと思っております、このように緊急事態時は日頃からの要望活動が大変重要であると強く感じました。

以降、中国を中心として国際的な感染拡大が見られる中、まずは、帰国者支援やクルーズ船ダイアモンド・プリンセス号への対応を含め水際対策に注力したのち、その後の国内における新型コロナウイルスの拡大という近年我が国が直面したことのない状況に対応し、必要な措置を講じてきました。特に、4月には、感染者の増加傾向や医療提供体制の逼迫を受けて緊急事態宣言を行い、国民の皆様に対して、感染拡大防止には人と人との接触機会を徹底的に減らすことが必要との認識のもと、不要不急の外出の自粛を要請させていただきました。国民の皆様のご協力や医療現場の懸命の取組があつて緊急事態宣言は一巨解除できたわけですが、



愛知県歯科医師連盟 会長
内堀 典保

昭和53年3月 愛知学院大学歯学部卒業
昭和57年3月 藤田学園保健衛生大学医学部大学院修了(病理学専攻 医学博士)
昭和57年9月 名古屋市中村区にて内堀歯科医院を開業
平成3年4月～平成6年3月 名古屋市中村区歯科医師会理事
平成15年4月～平成17年3月 愛知県歯科医師会理事
平成18年4月～平成21年3月 日本歯科医師会 疑義解釈委員会副委員長
平成19年4月～平成23年3月 愛知県歯科医師会代議員
平成23年4月～平成29年6月 愛知県歯科医師会副会長
平成23年4月～現在 日本歯科医師会代議員
平成29年6月～現在 愛知県歯科医師会会長
平成29年6月～現在 愛知県歯科医師会青色申告会連合会会長
平成29年6月～現在 愛知県警察歯科会会長
平成29年7月～現在 愛知県歯科医師連盟会長

戒が必要だと考えています。また、特に4月以降、政府として、2度にわたりの合計で財政支出120兆円、事業規模230兆円の大型の補正予算を策定し、感染拡大の防止や医療提供体制の整備、および、雇用や生活の維持に必要な施策を大胆に講じてきたところですが、この補正予算

により、感染拡大防止・医療提供体制の整備の観点からは、各自自治体の取組を強力に支援すべく「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を創設・拡充し、歯科も含めて、医療機関等における感染防止に要する費用の補助を行ったほか、医療従事者の皆様等へ慰労金をお配りさせていただいております。

また、雇用や生活の維持の観点からは、雇用を維持するための雇用調整助成金の大幅な拡充や、事業者向けに対する強力な資金繰り支援、中小・小規模事業者等や全国全ての方々に対する新たな給付金制度の創設

等の前例のない措置を講じてきました。
内堀 引き続き、第2波第3波に備えて、更なる感染予防対策を講じていく必要があり、令和3年度予算において、感染予防対策設備整備に関する予算の拡大、また新たな感染予防対策の予算付けもお考えいただければと、この場をお借りして藤川先生にはお願いしたいと思っております。

支那の拡大は許されないうけですが、他方、時々の課題に対応するために、メリハリをつけて必要な予算を確保していかねばならないのは当然のことです。感染拡大の第2波、第3波がいつ来てもおかしくない状況を踏まえれば、新型コロナウイルス感染症への対応は、予算編成上も最重要の課題だと考えています。

内堀 我々が要望活動をすすめるにあたって、きちんとしたエビデンスがないと、なかなか希望通りには進めません。そこで愛知県歯科医師会ですぐに取り組みをしながら、厚生労働省ともよく連携して受託しました。愛知県に東浦町という人口が5万人く

らうの小さな町があるので、ここで65歳以上の方を対象に口腔機能低下症の全数調査を始めました。実際の口腔機能と問診票を比較していくと、自覚のないうちに口腔機能が低下している方が多くみられました。オーラルフレイルの状態を早期に見つけ出すことができ、これが非常に大きな意味を持つということが判りました。今年度で三年目の事業となりますが、エビデンスを示すことで今後の歯科口腔保健事業が効果的に実施できるように、そして市町村行政も含めた取り組みが今後県下に広がるよう、歯科医師会としての活動を継続していきたいと思っております。

米山 エビデンスを示すには連盟だけではなかなか難しい部分もあり、歯科医師会との連携することで良い結果が出ることを期待しております。この辺を踏まえて藤川先生いかがでしょうか。

要望活動にはエビデンスが不可欠

るころには、閣議決定されていると思います。今回は大冊子ではなくて集約したコンパクト版となつていますが、その中においても感染予防の観点から、口腔機能の充実も含めて、先生方の思いをしっかりと記述できるように、コンパクトではありますが、それ以上のものが実現できるように、今日いただいた意見も含めて閣議決定までしっかり取り組んでいきたいと思っております。

米山 最後に内堀会長に愛知県歯科医師連盟における今後の展望をお聞かせください。
内堀 最初にお話させていただいたように愛知県歯科医師連盟は日常の広報活動、啓発活動、要望活動を三本柱にしていますので、選挙の無い時でも、国会議員の先生、県議会議員の先生方と連絡を密にして我々の現場を知っていただく活動をしております。今日の対談でもお分かりいただけたと思いますが、藤川先生は財務副大臣というお立場で、歯科のことをこれだけ

よくご存知いただけております。歯科医療の現場にしっかりと耳を傾けて聞いていただいているので、歯科の側からしっかりと要望、そして歯科医療の現場を良くするための提言というものをきちんとまとめて出したいと考えております。そういったものが国民の健康、歯と口の健康が全身の健康につながり、そしてフレイル問題にも介護の必要がなくなるのではと思っております。皆さん元気で「ピンピンコロリ」の社会が来てくれることが愛知県としての望みですね。

米山 本日は愛知県の地元愛にあふれた大変貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。この対談は令和2年7月10日に行われました。



自由民主党 参議院議員
藤川 政人

昭和35年7月8日生
愛知県選挙区(当選2回)
略歴
昭和35年 愛知県扶桑町生まれ
平成11年 愛知県議会議員 初当選(以降3期当選)
平成22年 参議院議員選挙 初当選
平成23年 自民党愛知県連 会長
平成25年 総務大臣政務官
平成27年 自民党副幹事長
平成28年 地方・消費者問題に関する特別委員会委員長
平成28年 財政金融委員長
平成30年 参議院国会対策委員会筆頭副委員長

現在 財務副大臣
自民党愛知県連会長



写真左から池山愛知県歯連盟理事長、内堀愛知県歯連盟会長、藤川参議院議員、米山広報副委員長

支出の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 経常経費, 第二款 政治活動費, 第三款 繰出金, 第四款 予備費, and 支出合計.

(執行率は小数点第二位を四捨五入により算出)

第5号議案 令和元年度選挙関係管理会計収支決算

(自平成31年4月1日/至令和2年3月31日)

収入の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 繰入金, 第二款 雑収入, 第三款 前年度繰越収支差額, and 収入合計.

支出の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 経常経費, 第二款 政治活動費, 第三款 予備費, and 支出合計.

(執行率は小数点第二位を四捨五入により算出)

<予備費流用>第25回参議院比例代表選挙対応:予備費の内、13,000,000円を理事会の議を経て政治活動費(支出の部第二款)に繰出。

第6号議案 令和元年度役員退職金積立金会計収支決算

(自平成31年4月1日/至令和2年3月31日)

収入の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 繰入金収入, 第二款 雑収入, 第三款 前年度繰越収支差額, and 収入合計.

支出の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 経常経費, 第二項 役員退職慰労金, 第二款 予備費, and 支出合計.

(執行率は小数点第二位を四捨五入により算出)

第7号議案 令和元年度運営基金積立金会計収支決算

(自平成31年4月1日/至令和2年3月31日)

収入の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 繰入金, 第二項 一般会計繰入金, 第二款 雑収入, and 収入合計.

支出の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

Table with 6 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差額, 執行率, 摘要. Rows include 第一款 繰出金, 第二項 一般会計繰出金, 第二款 予備費, and 支出合計.

(執行率は小数点第二位を四捨五入により算出)

第2号議案

日本歯科医師連盟の運営に係る規約及び諸規則の一部改正について

(提案理由)

日本歯科医師会(以下、日歯とする)が公益社団法人移行まへは、日歯と日本歯科医師連盟(以下、日歯連盟とする)は理念のみならず組織的にも表裏一体の関係にあり、これを前提とした組織運営が行われ、規則関係もほぼ同じ内容のものであった。ところが、公益法人制度改革により両団体が峻別されてからは、日歯連盟は組織的に独立性を求められた。任意団体である日歯連盟は、公益社団法人に移行するために法律に基づく定款等諸規則の改正が前提となっていた日歯とは異なり、法律的・時間的な制約もなかったことに加え、一時の混乱の中組織運営の拠り所となる規約等諸規則の見直しが十分に行われずまま現在にいたっている。

規約等諸規則は、現実的な解釈のもとで運用できるが、明らかに改廃新設が必要なものもあり、平成29年6月1日付けの規約・規則検討委員会の答申の中で、連盟規約等の整備の必要性が掲げられており、前執行部の業務引継書にも記載されている。

今回は、現行の組織運営に基づく見直しで、問題のある現行条文の一部改正を行うものである。

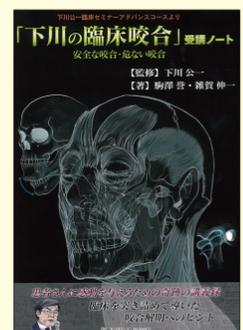
一部改正するのは、規約、会長及び監事選出規則、会計規則、監査規則、公職選挙候補者推薦規則、褒賞規則である。

※それぞれの主な改正内容は紙面の都合上、次号以降に掲載する予定。

医歯薬出版 ● 出版案内

医歯薬出版株式会社 〒113-8612 東京都文京区本駒込1-7-10 TEL.03-5395-7630 FAX.03-5395-7633 https://www.ishiyaku.co.jp/

下川公一臨床セミナーアドバンスコースより「下川の臨床咬合」受講ノート 安全な咬合・危ない咬合



下川公一 監修 駒澤 誉・雑賀 伸一 著 「わかりやすく感動しました」の声が届いています。見ただけで理解できる精密なイラストとピンポイントのコメントが明日からの臨床に役立ちます。

■A4判/152頁/カラー ■定価(本体7,200円+税)

コンポジットレジン修復の効率UP 短い時間で・無駄なく・ミスなく審美性を獲得!



宮崎 真至 編著

ミスなく、短時間で、きれいに仕上げるには、コツがあります!コンポジットレジン修復を効率的に進めるのに必要な、前準備や器材選択のポイントから、基本テクニックまでを写真と動画でビジュアルに解説。

■A4判/168頁/カラー ■定価(本体7,200円+税)

走査電子顕微鏡で旅する 口腔のミクロな世界



神山 卓久 著

「ミクロな世界」で起こるダイナミックな口腔の変化が驚異の画像で明らかに! 齧蝕、歯周病、Tooth wear、亀裂・破折を中心に、歯科疾患の実態を浮き彫りにします。

■A4判/144頁/2色 ■定価(本体6,000円+税)

日本歯科医師連盟 令和元年度各会計収支決算

本連盟第140回評議員会で可決した令和元年度の5会計の収支決算は次のとおり。
なお、会計期間は平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。

第3号議案 令和元年度一般会計収支決算

(自 平成31年4月1日 / 至 令和2年3月31日)

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

収入の部

科目	予算額	決算額	差額	執行率	摘要
第一款 会費	990,171,000	965,380,250	▲ 24,790,750	97.5%	
第一項 当年度会費	986,171,000	961,141,250	▲ 25,029,750	97.5%	令和元年度会費の納入額
第二項 過年度会費	4,000,000	4,239,000	239,000	106.0%	平成11年度～平成30年度の間に係る未納分会費の納入額
第二款 寄附金	1,000	1,030,680	1,029,680	103,068.0%	
第一項 寄附金	1,000	1,030,680	1,029,680	103,068.0%	石井みどり鶴見後援会、石井みどり中央後援会、西村まき中央後援会
第三款 雑収入	2,582,000	1,914,577	▲ 667,423	74.2%	
第一項 広告収入	2,571,000	1,890,584	▲ 680,416	73.5%	日歯連盟広報に係る広告収入(5回分)
第二項 預金利息	10,000	3,063	▲ 6,937	30.6%	普通預金利息
第三項 雑入	1,000	20,930	19,930	2,093.0%	傷害保険解約返戻金
第四款 繰入金	22,862,440	22,861,440	▲ 1,000	100.0%	
第一項 運営基金積立金会計繰入金	22,862,440	22,861,440	▲ 1,000	100.0%	当初予算を修正し運営基金積立金会計より繰入
当年度収入合計(A)	1,015,616,440	991,186,947	▲ 24,429,493	97.6%	
第四款 前年度繰越収支差額	100,000,000	100,000,000	0	100.0%	
第一項 前年度繰越収支差額	100,000,000	100,000,000	0	100.0%	平成30年度繰越収支差額
収入合計(B)	1,115,616,440	1,091,186,947	▲ 24,429,493	97.8%	

支出の部

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

科目	予算額	決算額	差額	執行率	摘要
第一款 経常経費	202,735,000	194,742,001	▲ 7,992,999	96.1%	
第一項 役員報酬・賞与・傷害保険料	66,968,000	70,025,750	3,057,750	104.6%	役員報酬(執行部24名分)※令和元年7月より3名追加で27名に変更 役員賞与(夏期賞与:2.0ヶ月、冬期賞与:2.5ヶ月)
第二項 評議員委員等傷害保険料	1,284,000	476,364	▲ 807,636	37.1%	傷害保険料(評議員、委員・延べ363名分)
第三項 職員人件費	79,846,000	59,179,280	▲ 20,666,720	74.1%	職員8名分予算に対し職員6名分基本給 上記基本給以外の職員人件費(諸手当、賞与(4.5ヶ月)、退職金積立金、保険料、健康診断料)
第四項 光熱水費・備品消耗品費	12,877,000	11,281,288	▲ 1,595,712	87.6%	事務所電気代、備品購入費、事務用品消耗品費、コピー代、写真代、印刷代(制度・予算・税制改正要望書、役員名簿、名刺、役員就任挨拶状)、書籍代、車両関係費(公用車リース代、任意保険料、ETC・ガソリン代)、NHK受信料、新聞代(9紙)
第五項 事務所費	41,760,000	53,779,319	12,019,319	128.8%	賃借料(連盟事務室、打合せ)、共益費(連盟事務室)、リース代(郵便料金機器、複合機、シュレッダー、会計ソフト)、インターネット銀行振込利用料、電話代(事務室、携帯電話、公用車)、FAX・電報・インターネット代、郵便料(後納郵便料、切手代)資料発送代、会員・会費管理システム費用(保守料)、パソコンサーバー費用(保守料)、嘱託弁護士報酬、会計監査報酬、嘱託相談報酬、コーポレートマネージャー保険料、PCソフト保守料、社会保険労務士報酬、特別警備業務費用、他事務所IT環境整備に伴う費用: 9,886,679円 事務所改装費用3,796,749円
第二款 政治活動費	654,707,440	526,786,466	▲ 127,920,974	80.5%	政治セミナー開催費9,177,440円を当初予算に増額
第一項 評議員会費	17,959,000	10,010,533	▲ 7,948,467	55.7%	評議員会:予算3回分に対し2回(旅費、速記料)
第二項 会長会議費	9,086,000	4,024,080	▲ 5,061,920	44.3%	都道府県歯科医師連盟会長会議:予算2回分に対し1回(旅費、速記料)
第三項 常任理事会・理事会費	18,324,000	16,280,182	▲ 2,043,818	88.8%	常任理事会:予算6回分に対し3回 理事会:予算12回分に対し13回
第四項 諸会議費	18,866,440	1,241,198	▲ 17,625,242	6.6%	規約・規則検討プロジェクトチーム、政治セミナープロジェクトチーム、会員対策委員会、臨時委員会(予算15回分に対し1回執行)、会場費、政治セミナー開催費:9,177,440円予算増(開催延期のため未執行)、政治セミナーキャンセル料及び政治セミナー資料一式:697,510円

第五項 連絡協議会費	2,529,000	241,800	▲ 2,287,200	9.6%	日本歯科医師会・日本歯科医師連盟役員連絡協議会旅費(予算12回分に対し4回)
第六項 時局対策本部会費	2,000	0	▲ 2,000	0.0%	名目計上
第七項 選挙対策推進本部会費	2,000	0	▲ 2,000	0.0%	名目計上
第八項 監事会費	463,000	534,880	71,880	115.5%	監事会旅費(予算2回分に対し3回)
第九項 会務運営関係費	9,071,000	3,932,283	▲ 5,138,717	43.4%	賓客審議会旅費(予算1回分に対し1回)、賓客投資式関係費(勲章、記念品代、賞状印刷準備代)、第25回参議院通常選挙総括チーム(2回)、会議室使用料、他
第十項 医政対策費	192,776,000	191,813,054	▲ 962,946	99.5%	デンタルミーティング等地方政治活動助成費(会費収入の約7%相当)、組織対策特別助成金(会費収入の約3%相当予算)、国会議員に対する献金、関連団体に対する助成金、時局講演会、政治資金パーティーの開催、花代(大臣、副大臣、党役員等対応)、参事会議(旅費、会場費)、花代(関連議員・関連団体対応)、資料代、台風15-19号に伴う見舞金
第十一項 地方政治活動費	198,034,000	203,115,150	5,081,150	102.6%	地方政治活動費(当年度会費収入の20%相当)
第十二項 交際費	10,500,000	24,663,577	14,163,577	234.9%	祝金、酒肴料、香典、花代(会員関連対応)、申意電報代(都道府県歯科医師連盟対応)、台風15-19号に伴う見舞金、広告費、中元代・歳暮代、年賀状作成費、他
第十三項 旅費	29,173,000	37,672,328	8,499,328	129.1%	役員執務旅費、役員出張旅費、タクシー・ハイヤー使用料、職員出張旅費、職員外出交通費、旅券払戻手数料、上記(役員・職員)以外の活動旅費
第十四項 広報費	45,872,000	32,792,491	▲ 13,079,509	71.5%	広報委員会旅費(予算12回分に対し10回)日歯連盟広報発行費(予算6回分に対し5回)、印刷用紙代、企画費、発送代、ラベリング作業料、郵送料、発送用資材代、同封物封入代、ホームページ費用(運用保守料、アクセス解析費)、日歯連盟広報取材旅費、日歯連盟広報取材原稿料、広告取扱い手数料(3面4回分)、広告掲載料、記者懇談会費用(予算4回分に対し2回)、企画費(リーフレット、名刺型リーフレット、ポスター費用)
第十五項 調査研究費	1,050,000	464,910	▲ 585,090	44.3%	政治・選挙関連コンテンツ閲覧費、講師謝金、資料代
第十六項 寄附金	100,000,000	0	▲ 100,000,000	0.0%	未執行
第十七項 雑費	1,000,000	0	▲ 1,000,000	0.0%	未執行
第三款 繰出金	158,174,000	269,658,480	111,484,480	170.5%	
第一項 政治活動運営会計繰出金	1,000	0	▲ 1,000	0.0%	名目計上
第二項 選挙関係管理会計繰出金	90,350,000	90,350,000	0	100.0%	第26回参院選(選挙区)対立積立金15,000,000円を選挙関係管理会計へ繰出 第49回衆院選対立積立金58,350,000円を選挙関係管理会計へ繰出 地方自治体選挙対立積立金10,000,000円を選挙関係管理会計へ繰出 補欠選挙対立積立金5,000,000円を選挙関係管理会計へ繰出 その他積立金2,000,000円を選挙関係管理会計へ繰出
第三項 役員退職金積立金会計繰出金	20,810,000	20,810,000	0	100.0%	役員退職慰労金積立金(単年度積立24名分)として役員退職金積立金会計へ繰出
第四項 運営基金積立金会計繰出金	47,013,000	158,498,480	111,485,480	337.1%	運営基金積立金会計へ繰出
第四款 予備費	100,000,000	0	▲ 100,000,000	0.0%	
第一項 予備費	100,000,000	0	▲ 100,000,000	0.0%	
当年度支出合計(C)	1,115,616,440	991,186,947	▲ 124,429,493	88.8%	
当年度収支差額(A)-(C)		0			
次年度繰越収支差額(B)-(C)		100,000,000			
支出合計	1,115,616,440	1,091,186,947	▲ 24,429,493		

(執行率は小数点第二位を四捨五入により算出)

第4号議案 令和元年度政治活動運営会計収支決算

(自 平成31年4月1日 / 至 令和2年3月31日)

▲は予算からの減額を示す (単位:円)

収入の部

科目	予算額	決算額	差額	執行率	摘要
第一款 繰入金	1,000	0	▲ 1,000	0.0%	
第一項 一般会計繰入金	1,000	0	▲ 1,000	0.0%	名目計上
第二款 雑収入	1,000	0	▲ 1,000	0.0%	
第一項 預金利息	1,000	0	▲ 1,000	0.0%	名目計上
当年度収入合計(A)	2,000	0	▲ 2,000	0.0%	
第三款 前年度繰越収支差額	100,000	89,944	▲ 10,056	89.9%	
第一項 前年度繰越収支差額	100,000	89,944	▲ 10,056	89.9%	平成30年度繰越収支差額
収入合計(B)	102,000	89,944	▲ 12,056	88.2%	

劇ネオザロカイン[®]パスタ

NEO Zalocain[®] Paste

歯科用表面麻酔剤

2種類の
有効成分

30%の
配合量

フルーツの香り

15g チューブ入 標準価格 2,200円



薬価収載 薬価基準収載

薬価 1g 117.80円

2019年10月現在

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

1. 本剤又は安息香酸エステル(コカインを除く)系局所麻酔剤に対し過敏症の既往歴のある患者
2. メトヘモグロビン血症のある患者〔症状が悪化するおそれがある。〕

(その他の使用上の注意については添付文書をご参照下さい。)

製造販売業者



ネオ製薬工業株式会社

〒150-0012 東京都渋谷区広尾3丁目1番3号
Tel. 03-3400-3768(代) Fax. 03-3499-0613

2. 副作用

(1) 重大な副作用

1) ショック(頻度不明)

ショックを起こすことがあるので、観察を十分に行い、血圧降下、顔面蒼白、脈拍の異常、呼吸抑制等の症状が現れた場合には、直ちに使用を中止し、適切な処置を行うこと。

2) 中樞神経(頻度不明)

痙攣、けいれん等の中毒症状が現れることがあるので、観察を十分に行い、このような症状が現れた場合には、直ちに使用を中止し、ジアゼパム又は超短時間作用型バルビツール製剤(チオペンタールナトリウム等)の投与等の適切な処置を行うこと。

(2) その他の副作用

1) 中樞神経(頻度不明)

眠気、不安、興奮、動悸、めまい、悪心・嘔吐等が現れることがあるので、観察を十分に行い、ショックあるいは中毒への移行に注意し、必要に応じて適切な処置を行うこと。

2) 過敏症(頻度不明)

じんま疹等の皮膚症状、浮腫等の過敏症状が現れることがあるので、このような場合には、使用を中止し、適切な処置を行うこと。

3) メトヘモグロビン血症(頻度不明)

異常が認められた場合には、使用を中止し、適切な処置を行うこと。

【文献請求先】

主要文献に記載の社内資料につきましても下記にご請求下さい。

請求先: ネオ製薬工業株式会社 学術情報部
住所: 〒150-0012 東京都渋谷区広尾3-1-3
ホームページ: <https://www.neo-dental.com/>
フリーダイヤル: ☎0120-07-3768

2019年10月作成 0A1910



歯科医でない「歯科議員」が挑む！
参議院議員 山田宏 ⑤

分量が半減した「骨太の方針2020」でも
歯科の記載は、充実更新

感染症予防や重症化予防の観点からも評価

7月17日、来年度予算の重点項目となる「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2020」が閣議決定され、2017年以降記されてきた歯科内容が、本年も充実更新されることになりました(図1)。

しかも今年の「骨太の方針」は、「骨太がメタボ気味」との指摘から、昨年の75ページから35ページに半分以下となり、社会保障分野はさらに7ページから2ページに圧縮された中、歯科の記載が昨年同様充実更新されたことは、感染症対策や重症化予防といった観点からも「口の中の健康」は重要との国の認識を示した

ことになりました。

歯科口腔医療勉強会として総理に直談判

実は、閣議決定に先立つ1ヶ月前の6月17日16時半、「歯科口腔医療勉強会」を代表して岸信夫(顧問)、長尾敬(事務局長)、両代議士と私(座長)は、官邸で安倍総理に対し骨太方針策定にあたって、恒例の「歯科保健医療充実に関する緊急提言2020」を行いました(図2・写真)。その結果、要望内容と骨太記載をご覧いただくように、今年の「骨太の方針」も、ほぼ「歯科口腔医療勉強会」の要望(1)通りの内容が記された結果となりました。また昨年記されていた「歯科衛生士」の文言が落とされていた原案に対し、日歯連からの要請を踏まえ、原案が確定する前日の夜中まで内閣府と厚労省と折衝し、「歯科衛生士」の文言

も復活させることができました。今年の「骨太の方針」の特色は、一にも二にも「コロナ感染症にどう立ち向かうか」という観点に重点がおかれていることです。当初メディア等で「感染リスクの高い歯科診療はなるべく控えた方がよい」といった報道もなされ国民に誤解が広がりましたが、国は6月19日厚労省歯科保健課長名の各自治体への依頼通知で、「新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中であっても、国民の健康保持・増進のため、歯科疾患の予防や重症化予防の取

「骨太の方針」2017・2018・2019・2020

参議院議員 山田宏事務所 作成

- 2017年**
口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療の充実に取り組む。(75文字)
- 2018年**
口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。(112文字)
- 2019年**
口腔の健康は全身の健康にもつながることからエビデンスの信頼性を向上させつつ、国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など歯科口腔保健の充実、入院患者等への口腔機能管理などの医科歯科連携に加え、介護、障害福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に取り組む。(167文字)
- 2020年(令和2年7月17日閣議決定)**
細菌性やウイルス性の疾患の予防という観点も含め、口腔の健康と全身の健康の関連性をさらに検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策・重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉関係機関との連携を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。(173文字)
(「『新たな日常』に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進」より抜粋)

図1

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

令和2年6月17日
歯科口腔医療勉強会 顧問 岸 信夫
座長 山田 宏

歯科保健医療充実に関する緊急提言 2020

歯科口腔医療勉強会は、別紙のメンバーで定期的に、科学的根拠をもとに「口の中の健康は体の健康に直結する」ということに注目し、毎年、緊急提言を安倍総理に行い、おかげさまで、その内容が2017、2018そして2019の「骨太の方針」に反映されてまいりました。この度、「骨太の方針2020」の策定にあたり、施策の更なる充実に向け勉強会として「緊急提言2020」を下記の通りまとめましたので、ご要望申し上げます。

要望内容

- (1) 歯科、口腔に関するこれまでの対応を充実・継続する視点での次の内容を提案する(これまでの歯科・口腔に関する記載内容の更新と継続について)

口腔の健康が全身の健康につながるエビデンス等の国民へのさらなる適切な情報提供とともに、生涯を通じた歯科健診の充実、フレイル対策や重症化予防につながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など歯科保健医療の充実とともに、地域における歯科医療専門職間連携に加え、医科歯科連携や介護・障害福祉関係者等との連携を推進しつつ、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応が継続することから次の内容を提案する(「感染症への対応」について)

ウイルス感染症の予防における口腔健康管理の重要性について、さらなるエビデンスの整理を行うとともに、「新しい生活様式」においても、健康で質の高い生活を営む上で、歯・口腔の健康の保持・増進を図ることは重要であることから、歯科疾患の予防に関する国民の理解と行動変容を促し、口腔健康管理等、歯科疾患の予防や重症化予防に取り組む。

図2

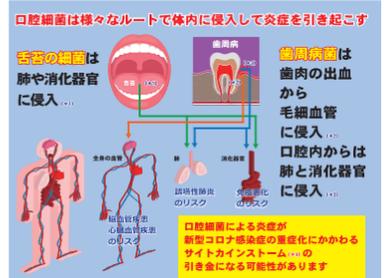


総理へ提言手交 (6月17日)

日歯連盟広報 149号特別付録

診療室に貼って
ご利用ください!

今、大切なこと!
それはお口の健康です
新型コロナ第2波・第3波に
備えましょう



健康維持は歯科治療から
日本歯科医師連盟

日歯連盟患者啓発用ポスター
今、大切なこと!
それはお口の健康です

日歯連盟HP ID: jdpf パスワード: renmei8644
会員ページ

一世出版 新刊のご案内

歯科医院
A CONSULTING MANUAL OF
コンサルティング
DENTAL CLINICS
マニュアル 中級編

公益社団法人
日本医業経営コンサルタント協会 [編]

歯科医院
A CONSULTING MANUAL OF
コンサルティング
DENTAL CLINICS
マニュアル 中級編

公益社団法人
日本医業経営コンサルタント協会 (編)
監修 永山 正人 (日本医業経営コンサルタント協会 会長)
著 永山 正人 (M&D医業経営研究所 代表取締役)
木村 泰久 (M&D医業経営研究所 代表取締役)
角田 祥子 (税理士法人ネクサス 代表社員・税理士)

開業準備から経営の改善、管理業務、
事業の承継までをわかりやすく解説
より安定した歯科医院経営をサポートする一冊

◆本書の主な内容◆

歯科医院経営の現状と展望／歯科医院の開業支援
歯科医院の経営改善支援／歯科医院の人事管理と
労務対策／歯科医院の事業承継

【監修・著】永山 正人 (日本医業経営コンサルタント協会 会長)
【著】木村 泰久 (M&D医業経営研究所 代表取締役)
角田 祥子 (税理士法人ネクサス 代表社員・税理士)

(歯科経営専門分科会: 認定登録 医業経営コンサルタント)

●B5判 226頁 定価3,000円+税(送料別) ISBN978-4-87078-191-7 C3047 ¥3000E

一世出版 <http://www.issei-pub.co.jp/>
〒161-8558 東京都新宿区下落合2-6-22 電話03-3952-5141 FAX03-5982-7751